

調達件名：ガバメントソリューションサービスに係るモバイル端末等用通信回線サービス等（農林水産省）

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
1	質問	調達仕様書（案）	23	6	4	(1)	1	⑦ 技術サポートの提供に当たっては、迅速な対応を可能とする体制とするとともに、調整の必要な製造元等との連絡が取れる体制を確保すること。なお、窓口は1か所とすること。 貴庁に対して、本業務受託者による運用保守に関する問い合わせ窓口をご提供するという理解で良いでしょうか。	要件を正しく把握するため	ご理解のとおりです。
2	質問	調達仕様書（案）	23	6	4	(1)	1	⑨ 受注者は、各機器の設置場所について、設置図面等にて常に把握しておくこと。 本業務の提供範囲はSIMカードのみとなりますが、そのSIMカードが搭載されている機器の設置場所まで、本業務受託者管理する必要があるということでしょうか。	要件を正しく把握するため	ご指摘を踏まえ、設置図面等にて常に把握しておく必要まではないことから、以下のとおり修正します。 受注者は、各機器の設置場所について、設置場所一覧等により把握しておくこと。
3	質問	調達仕様書（案）	28	7	1	(3)	1	⑦ 収集したデータ等を消去する際には、デジタル庁から承認を得て、全て受注者が行い、第三者がデータ復元ソフトウェア等を利用してデータが復元されないように完全にデータを消去すること。データ消去作業に必要な場所や機器等については、受注者の負担で用意すること。データ消去作業終了後、受注者はデータの消去完了を明記した証明書をデジタル庁に提出すること。 本業務における消去対象となるデータは具体的に意図されているものがあればご教示いただけますでしょうか。	要件を正しく把握するため	本委託の履行に際し収集したデータ全てを意図しています。
4	質問	調達仕様書（案）	33	7	6	(1)	1	⑭ 不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、外部との通信を行うサーバ装置及び通信回線装置のネットワークと、内部のサーバ装置、端末等のネットワークを通信回線としてUTMもしくは同等の機能により分離すること。 ⑮ オンプレミス環境に設置されたサーバ装置への通信回線を介した不正を防止するため、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを通信回線上にて遮断する機能を備えること。 分離すべきサーバ装置・ネットワーク、遮断すべき通信プロトコルの詳細をご教示いただけますでしょうか。	最適な構成を検討・提案するため。	7.6.1.(1)は、セキュリティに関する全般事項を記載しており、本調達の範囲に含まれない内容は、対応は不要です。
5	質問	要件定義書（案）	4	3	1	-	1	(2) モバイルネットワークのみで通信を行う拠点（約100拠点）、バックアップ回線としてモバイルネットワークを利用する拠点（約1,100拠点） 上記ご記載の拠点について、現時点でのトラフィック状況をご教示いただけますでしょうか。	「3.4.2 モバイル通信回線接続サービスに求める技術要件」で要求する閉域網の回線帯域を見積るため。	当該拠点については、現在のモバイル回線サービスでは、月最大27GBの通信契約をおこなっており、概ねその契約内での通信を行っています。
6	質問	要件定義書（案）	6	3	3	1	1	どのような仕組みで冗長切替を行う想定か、SIMスロットへのSIM挿入作業および動作テストは誰が実施する想定か、ご教示いただけますでしょうか。	要件を正しく把握するため	本業務の受注者を想定しています。
7	質問	要件定義書（案）	6	3	3	2	1	⑤ SIMカードのキッティング作業にてAPN等が設定され、職員による設定作業なしにモバイルアクセスが可能となることが。 このSIMカードのキッティング作業は誰がどこで実施する想定でしょうか。	ネットワーク機器を提供設置の事業者にて実施と思われるが、念のための確認。	別途調達するGSSの運用事業者を想定しております。
8	質問	要件定義書（案）	6	3	3	2	1	⑥ デジタル庁の指定するIPv4アドレスを端末のIPv4アドレスとして利用できること。 上記アドレスは、プライベートIPアドレスの理解で良いでしょうか。	要件を正しく把握するため	ご理解のとおりです。
9	質問	要件定義書（案）	7	3	4	2	1	TYO2との接続にあたり考慮すべきネットワーク要件や必要なインタフェース等の詳細をご教示いただけますでしょうか。	最適な構成を検討・提案する為	インターフェース要件を要件定義書の2.4.2③（注：意見招請時の本要件定義書の「1. システム概要」は記載の必要性を検討の上、削除したため章番号等の変更あり）に「TYO2内では当該中継回線は、GSSの中継ゲート機器に対して、1Gbps冗長性をもって接続すること」等の要件等を追加しました。
10	意見	要件定義書	6	3	3	2	1	② 「1 拠点あたり最低10Mbpsでの通信帯域が確保」という記載がありますが、「1 拠点あたり、低速モードなど帯域制限されない状態で通信が可能であること」と変更いただきたく存じます。	以下の理由により、MVNOには提案不可な仕様となっているため。 ・MVNOは、MNOに借り受ける電波区間において、帯域確保を行うことができません。 ・MNOからの相互接続回線以後ISP区間においては、本案件専用帯域割当を行うことは技術的には可能ですが、MNOがMVNOに対して定める提供約款により帯域価格が高額なため、意図された調達とならない可能性がございます。 ・仮に、MNOが自社設備利用料として低額な金額設定(ダンピング)をした場合、実質的にMVNO排除となり、公平な調達とはならないと考えます。	ご指摘を踏まえ、2.3.2の②（注：意見招請時の本要件定義書の「1. システム概要」は記載の必要性を検討の上、削除したため章番号等の変更あり）から、ご指摘の記載内容は削除しました。
11	意見	要件定義書	6	3	3	2	2	⑤ 「SIMカードのキッティング作業にてAPN等が設定され、職員による設定作業なしにモバイルアクセスが可能となっていること。」という記載は、拠点ネットワーク機器（ルータ）の作業範囲とすべきと考えますが、現在の要件定義書の記載内容ではSIMカードのみが本調達範囲と認識しています。効率および責任範囲の観点より、本調達は拠点ネットワーク機器を含めた提供範囲としていただきたく存じます。	拠点ネットワーク機器のキッティング作業をSIMカード事業者の作業とすることは、作業効率および責任範囲を明確化する観点から機器提供ベンダーの作業範囲とするのが一般的です。 下記項も考慮し、ネットワーク機器とSIMカード一括で事業者の提供範囲としたほうが、構築や運用の観点から責任範囲が明確で効率的なため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりといたします（拠点ネットワーク機器のキッティング作業をSIMカード事業者の作業とする見直しは行わないこととします。）。
12	意見	要件定義書	8	4	2	-	2	「受注者は、先の監視と連携し、別途定める「別添資料2. SLA項目一覧」に基づいたサービスレベルに基づくサービス提供を行うこと。」とありますが、「別添資料2. SLA項目一覧 No.1 切替対応」で記載の事項はルータ側で制御する事項と思われる。その上で、上記2項と同じく、本調達はルータまで含めて提供範囲として整合性を取る形を希望します。	冗長制御における正系と副系の副切替対応は、ネットワーク機器側で制御する事項と思われるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、「別添資料2. SLA項目一覧 No.1 切替対応」は別調達で対応する内容であることから、削除しました。

注）1. 種別欄には、質問の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 調達仕様書案に対する質問等 2. その他]
 2. 質問等及び理由は、明確かつ簡潔に記載すること。
 3. 本様式の変更は、行わないこと。
 4. 電子媒体（CD-R等）も併せて提出のこと。